

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県	
3. 市区町村名	河内町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/">http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/</a>	

執行機関名 河内町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	河内町医療福祉費支給に関する条例(昭和52年条例第9号)の規定による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障がい者等に係るもの)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		河内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第27号)第4条第1項(別表第1) 河内町医療福祉費支給に関する条例の規定による妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度障がい者等への医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第1条	河内町医療福祉費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障がい者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		河内町医療福祉費支給に関する条例(昭和52年条例第9号) 河内町医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和59年規則第9号)